

EU、家きんに鳥インフルエンザが発生した場合の対策に関する Q&A を公表（2006/02/16）

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/06/79&format=HTML&ag ed=0&language=EN&guiLanguage=en>

（概要仮訳）

EU は 2 月 16 日、EU 域内で家きんに鳥インフルエンザ(AI)が発生した場合の対策について Q&A を発表した。質問は以下のとおり。

既定の法規の枠を超えてさらに対策を拡大する理由は？

あらゆる想定を考慮して法規を定めることはできないため、状況により欧州委員会が臨機応変の措置を柔軟に講じることができると規定されており、今般の状況はこれに該当する。

EU 内の農場等で AI の疑い例が発生した場合の規定は？

高病原性 AI の発生が確証された場合、発生場所での必須対策は？

感染場所の周辺域での必須対策は？

フードチェーン及び動物衛生に関する常任委員会が承認した付加的対策の内容は？

リスクエリア A 及び B での必須対策は？

サーベイランス地帯での必須対策は？

特例措置は？

保護地帯・サーベイランス地帯での制限期間は？

対策の責任の所在は？

集団発生時、加盟国又は EU はより厳しい対策を講じてもよいか？

感染域内で飼っている愛玩鳥は殺処分しなければならないのか？

家きん業者への殺処分補償金は出るのか？

家きんにワクチン接種をしない理由は？

感染国の家きん肉・卵・家きん製品は EU 内で販売できるか？

加盟国の家きんに AI が集団発生した場合、防護地帯（発生場所から半径 3Km 内）、サーベイランス地帯（同 10Km 内）及びリスク域からの肉・卵・製品は、熱処理加工肉など厳しい条件を満たした特定の製品しか販売できないが、それ以外の区域のものであれば安全に消費できるとみなされ、販売可能である。EU の家畜衛生・食品安全規則では、健康な鳥の肉・卵しかフードチェーンに入らないようになっているため、消費者はスーパーマーケットに並ぶ鶏や卵を安心して消費できる。EU で家きんに AI が発生した場合には、病気の鳥はすべて処分され、消費者にリスクを与えるとみなされる製品は一切販売が許可されない。

加盟国の家きんでの発生は EU 内の取引にどう影響するか？